

令和元年台風第15号・第19号に伴う災害に対する金融上の措置について

2019年10月30日

J A木更津市

令和元年台風第15号・第19号により被害にあわれた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

今回の令和元年台風第15号・第19号に伴う被害により災害救助法が適用された千葉県25市15町1村内の被災者の方々に対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、お客さまのお取引のある店舗までお願い申し上げます。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払について柔軟な対応を行ってまいりますのでご相談ください。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じさせていただきますのでご相談ください。
3. ご事情により、定期預金等の期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご相談ください。
また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
4. 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
6. 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
7. 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
8. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行ってまいりますのでご相談ください。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

災害救助法適用市町村

【千葉県】

千葉市（ちばし）中央区（ちゅうおうく）、花見川区（はなみがわく）、稲毛区（いなげく）、若葉区（わかばく）、緑区（みどりく）、銚子市（ちょうしし）、館山市（たてやまし）、木更津市（きさらづし）、茂原市（もばらし）、成田市（なりたし）、佐倉市（さくらし）、東金市（とうがねし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、市原市（いちはらし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、富津市（ふつつし）、四街道市（よつかいどうし）、袖ヶ浦市（そでがうらし）、八街市（やちまたし）、印西市（いんざいし）、富里市（とみさとし）、南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、香取市（かとりし）、山武市（さんむし）、いすみ市（いすみし）、大網白里市（おおあみしらさとし）、印旛郡酒々井町（いんぱぐんしすいまち）、印旛郡栄町（いんぱぐんさかえまち）、香取郡神崎町（かとりぐんこうざきまち）、香取郡多古町（かとりぐんたこまち）、香取郡東庄町（かとりぐんとうのしょうまち）、山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）、山武郡芝山町（さんぶぐんしばやままち）、山武郡横芝光町（さんぶぐんよこしばひかりまち）、長生郡一宮町（ちょうせいぐんいちのみやまち）、長生郡睦沢町（ちょうせいぐんむつざわまち）、長生郡長生村（ちょうせいぐんちょうせいむら）、長生郡白子町（ちょうせいぐんしらこまち）、長生郡長柄町（ちょうせいぐんながらまち）、長生郡長南町（ちょうせいぐんちょうなんまち）、夷隅郡大多喜町（いすみぐんおおたきまち）、安房郡鋸南町（あわぐんきよなんまち）

以 上